

議案第 3 2 号	三田市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について												
農業振興課	水稲及び麦に係る共済細目書の提出期限について、共済責任開始時期との整合を図るに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。												
補則事項	<p>【関係法令】 農業災害補償法第 105 条</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 105 条 組合員等は、農林水産省令の定めるところにより共済規程等で特別の定めをした場合を除いては、毎年農作物共済に係る共済責任期間の開始する時までに、組合等に、共済目的を明らかにすべき事項を記載した共済細目書を提出し、かつ、共済掛金を払い込まなければならない。</p> <p>② 前項の共済細目書に記載すべき事項は、農林水産省令の定めるところにより共済規程等でこれを定める。</p> <p>③～⑤ 省略</p> <p>第 142 条の 3 行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。</p> </div> <p>【改正趣旨】 農業災害補償法第 142 条の 3 の規定に基づき、提出期限と共済責任開始時期(水稲は本田移植期、麦は発芽期)との乖離をなくし、提出期限を適切な時期に改めるもの。</p> <p>【改正内容】 共済細目書の提出期限の変更</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1) 水稲</td> <td style="text-align: right;">6 月 30 日⇒ 5 月 20 日</td> </tr> <tr> <td>(2) 麦 1 類(秋期には種する小麦)</td> <td style="text-align: right;">11 月 30 日⇒11 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>(3) 麦 2 類(秋期には種する二条大麦)</td> <td style="text-align: right;">11 月 30 日⇒11 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>(4) 麦 3 類(秋期には種する六条大麦)</td> <td style="text-align: right;">11 月 30 日⇒11 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>(5) 麦 4 類(秋期には種する裸麦)</td> <td style="text-align: right;">11 月 30 日⇒11 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>(6) 麦 5 類(秋期には種する麦のうち 1 類から 4 類までに属するもの以外の麦)</td> <td style="text-align: right;">11 月 30 日⇒11 月 15 日</td> </tr> </table> <p>【施行期日】 兵庫県知事の認可日</p>	(1) 水稲	6 月 30 日⇒ 5 月 20 日	(2) 麦 1 類(秋期には種する小麦)	11 月 30 日⇒11 月 15 日	(3) 麦 2 類(秋期には種する二条大麦)	11 月 30 日⇒11 月 15 日	(4) 麦 3 類(秋期には種する六条大麦)	11 月 30 日⇒11 月 15 日	(5) 麦 4 類(秋期には種する裸麦)	11 月 30 日⇒11 月 15 日	(6) 麦 5 類(秋期には種する麦のうち 1 類から 4 類までに属するもの以外の麦)	11 月 30 日⇒11 月 15 日
(1) 水稲	6 月 30 日⇒ 5 月 20 日												
(2) 麦 1 類(秋期には種する小麦)	11 月 30 日⇒11 月 15 日												
(3) 麦 2 類(秋期には種する二条大麦)	11 月 30 日⇒11 月 15 日												
(4) 麦 3 類(秋期には種する六条大麦)	11 月 30 日⇒11 月 15 日												
(5) 麦 4 類(秋期には種する裸麦)	11 月 30 日⇒11 月 15 日												
(6) 麦 5 類(秋期には種する麦のうち 1 類から 4 類までに属するもの以外の麦)	11 月 30 日⇒11 月 15 日												